

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

子育て世代向け横浜の魅力 PR ウェブサイト作成支援業務委託

2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

概算業務価格（上限）は約 7,000 千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

3 提案資格

次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- (1) 令和 5・6 年度一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた営業種目「各種調査企画」「コンピュータ業務」について、登録が認められている者
- (2) 「参加意向申出書（第 1 号様式）」を提出してから受託候補者の特定までの間において、「横浜市指名停止等措置要綱（平成 16 年 4 月 1 日制定）」の規定による停止措置を受けていない者。
- (3) コンテンツ等の企画立案から Web サイト作成までの受託実績を有すること。
- (4) 履行期間満了まで、業務を履行できる者。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者。
- (6) 横浜市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団等と関係を有しない者。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当していない者。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥る恐れがないと本市が認めた者を除く。）でないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者。

4 プロポーザル参加の手続き

本要領等の内容を了承し、本プロポーザルに参加する場合は、必ず参加意向申出書等を提出してください。資格審査結果については申出者全員に通知します。

- (1) 提出期限 **令和 5 年 10 月 23 日（月）午後 5 時まで（必着）**
- (2) 提出方法 電子メールまたは郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）、持参
(注意) ・提出期限を過ぎた場合は、受け付けません。ただし、配達業者の事由により到達が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。
・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで、電話連絡を行ってください。
・持参の場合は、平日午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時までに、こども青少年局企画調整課にて受け付けます。

(3) 提出先 横浜市こども青少年局企画調整課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎13階

電話：045-671-4281 電子メール：kd-prcontents@city.yokohama.jp

(4) 提出書類

- | | |
|----------------|----|
| ア 参加意向申出書（様式1） | 1部 |
| イ 誓約書（別紙1） | 1部 |
| ウ 委託業務経歴書（別紙2） | 1部 |

5 参加資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類提出要請書の交付

参加意向申出書を提出した者について、提案者の資格を満たす者であるかを確認し、参加意向申出者全員に対して令和5年10月25日（水）までに、提案資格確認結果通知書（様式2）を、電子メール（Word、PDF等のデータ）で交付します。

なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式6）を交付します。

また、参加意向申出書を提出した後、プロポーザル参加を取り下げる場合は、参加取り下げ書（要領-1）を提出してください。

6 質問書（要領-2）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を提出することができます。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全員に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和5年11月1日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 電子メール（Word形式で質問書を添付してください。また、電話により到達確認を行ってください。）
- (3) 提出先 4(3)と同じ
- (4) 回答日及び方法 令和5年11月8日（水）（予定）電子メールによります。
- (5) その他 電話等での問い合わせには応じませんので、質問内容が明確になるように記載してください。

7 提案書の提出

(1) 提案書の提出

- | | |
|--------|--------------------------------|
| ア 提出書類 | 提案書（様式5及び要領-3～8、自由様式）（別添資料1参照） |
| イ 提出期限 | <u>令和5年11月24日（金）午後5時まで（必着）</u> |
| ウ 提出方法 | 郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）又は持参 |
| エ 提出先 | 4(3)と同じ |
| オ 提出部数 | 10部 |

(2) 参考見積書

(3) その他

- | | |
|---|-------------------------|
| ア | 所定の様式以外の書類については、受理しません。 |
|---|-------------------------|

- イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者（資格者等）は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- カ 様式5以外は、社名等、一瞥して作成者が判明するものは記載しないでください。

8 提案書の内容

- (1) 提案書は、「(別添資料1) 提案書の提出について」に基づく、所定の書式等を使用し、作成してください。
- (2) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。
 - ア 考え方をわかりやすく簡潔に記述してください。イメージ図、イラスト等の使用は可とします。
 - イ 罫線枠は拡大・縮小してもかまいませんが、外周に余白10ミリメートル以上をとり、所定の様式に収めてください。文字は注記等を除き、原則として10ポイント程度以上の大きさとし、できるだけ見やすい表現で簡潔に記述してください。
 - ウ 多色刷りは可としますが、モノクロ複写しますので、見やすさに配慮をお願いします。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次によりプロポーザルに関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和5年12月4日(月)(予定)(*詳細は別途ご案内)
- (2) 出席者 3名以下(原則として統括責任者及び担当者の出席をお願いします。)
- (3) 所要時間 説明時間として、1者約15分を想定しています。別途質疑応答を行います。
- (4) 内容
 - ア 提案書に記載した内容について、説明していただきます。パワーポイント等の使用は可能ですが、提案書に記載した内容に限り認めます。
 - イ プレゼンテーションは、公正を期すために、企業名等は伏せて行います。
 - ウ プレゼンテーションを行う方は、本業務に直接携わる予定の方としてください。

10 審議及び評価

(1) 委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	こども青少年局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会	子育て世代向け横浜の魅力 PR ウェブサイト作成支援業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関する事	プロポーザルの評価に関する事
委員	<ul style="list-style-type: none">こども青少年副局長（総務部長）同 総務課長同 企画調整課長同 青少年育成課長同 子育て支援課長同 こども家庭課長同 経理係長	<ul style="list-style-type: none">こども青少年局こども家庭課長同 青少年育成課長同 企画調整課長同 企画調整課担当課長政策局広報戦略・プロモーション課長同 広報課担当課長デジタル統括本部企画調整課担当課長

(2) 評価基準

評価委員会における提案書の評価は、「(別添資料4) 提案書評価基準」に基づき行います。

11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を結果通知書（様式7）により通知します。

通知日及び方法 令和5年12月中旬頃電子メールによります。

12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

13 プロポーザル手続きにおける注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕

様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

- (4) 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。
- (5) 受託候補者の特定の日、令和5・6年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿へ登載がされていない場合は、受託候補者として特定されません。
- (6) 受託候補者として特定された者が辞退等した場合は、次順位の者と手続を行います。

14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。

プロポーザル実施スケジュール

10月16日(月)	プロポーザル実施公告
	↓
10月23日(月)	参加意向申出書締切
	↓
10月25日(水)	提案資格確認結果通知書交付
	↓
10月25日(水)	質問受付
～11月1日(水)	
	↓
11月8日(水)(予定)	質問回答
	↓
11月24日(金)	提案書提出締切
	↓
12月4日(月)(予定)	ヒアリング・評価委員会
	↓
12月中旬(予定)	結果通知書交付